

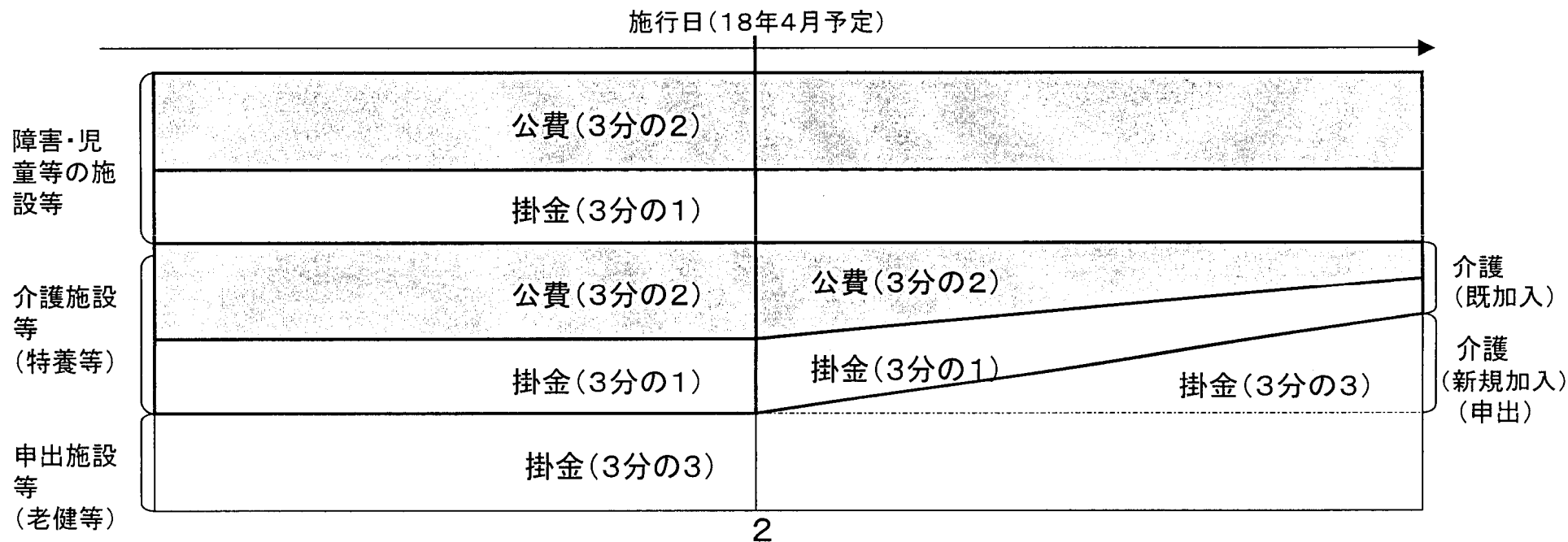
社会福祉施設職員等退職手当共済制度の 見直しの方向について(説明資料)

1. 助成の在り方の見直し等について	1
2. 給付の在り方の見直しについて	4
3. その他の論点	19

1. 助成の在り方の見直し等について

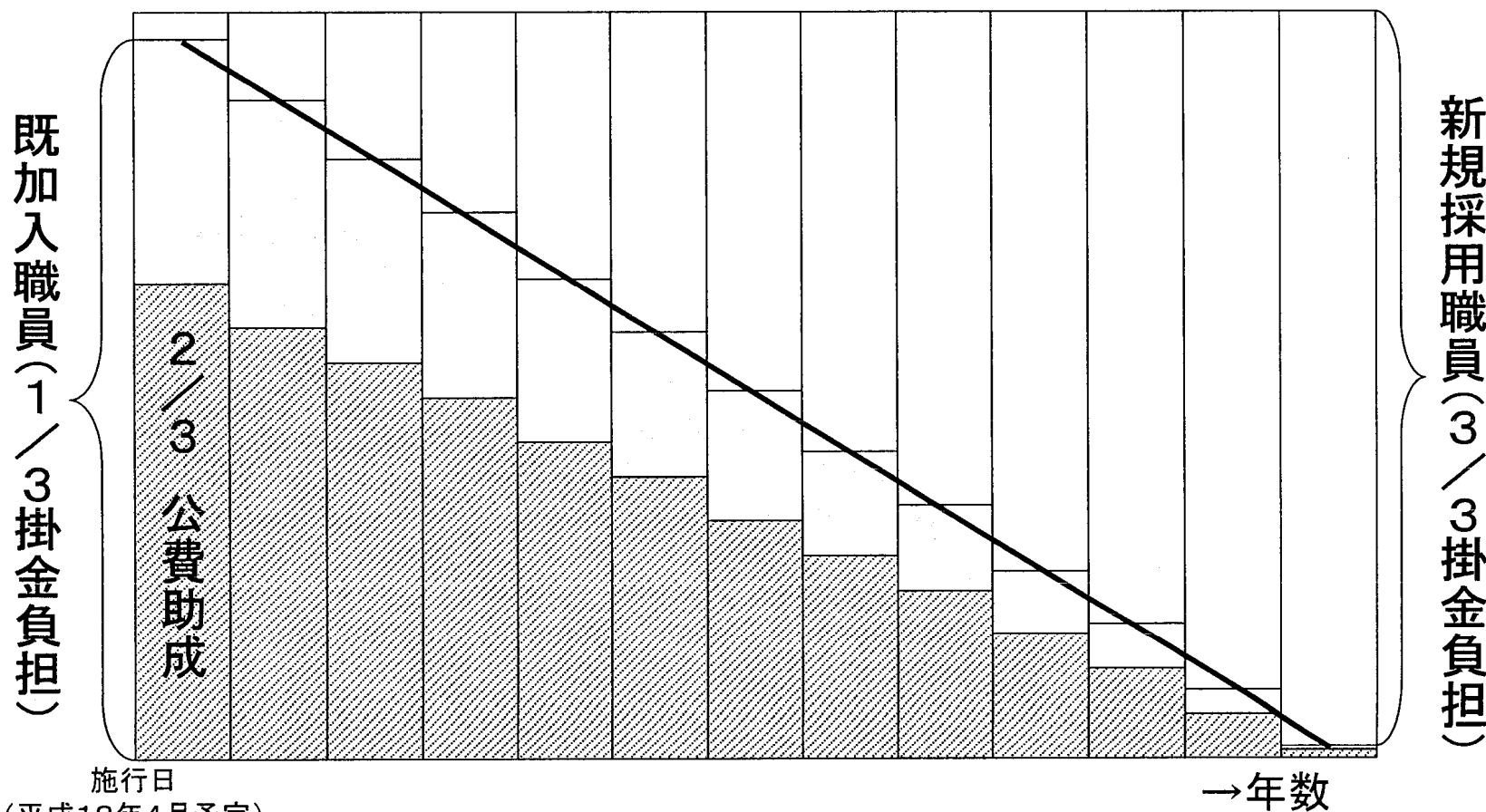
助成の在り方の見直しの方向(案)

- 介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業等(社会福祉事業)の職員については、介護保険における民間とのイコールフットィングの観点から、公費助成を廃止してはどうか。(なお、児童・障害等のその他の施設・事業については、従来通り公費助成を行う。)
- この場合、経過措置として、経営者の期待利益の保護、掛金負担の激変緩和の観点から、既加入職員については、退職時まで現在の助成(2/3)を継続してはどうか。
- また、介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業等(社会福祉事業)に係る新規採用職員の加入については、申出施設等並みの掛金(3分の3)の負担が必要となることから、経営者の申出によるものとしてはどうか。



参考：介護施設等に対する助成の経過措置のイメージ

- 既加入職員についてこのような経過措置を講じることとすれば、介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設・事業等に係る新規採用職員について制度に加入した場合においても、既加入職員については退職時まで公費助成が残るので、経営者の負担は一気に増加することとはならない。



注) なお、制度改正時の既加入職員については、改正法施行後に他の施設等から介護施設等に異動した者についても公費補助対象とする。